

# 社会保険未加入対策について

---

# 1. 現状と課題

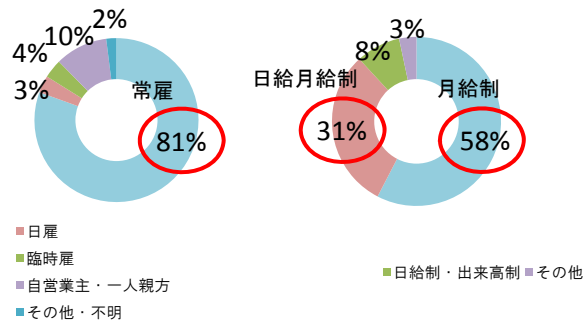
- 建設投資の減少の中、技能労働者の処遇低下、若年入職者の減少
- 適正に保険加入し、人材育成を行う企業ほど競争上不利

## 雇用状況の変化

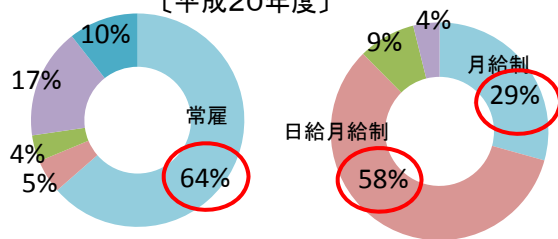
### 雇用形態

### 給与支払形態

[平成9年度]



[平成20年度]



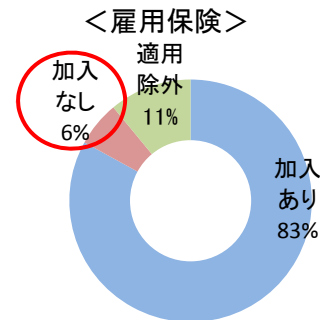
出所:国土交通省「建設技能労働者の就労状況等に関する調査」

## 社会保険等の加入状況

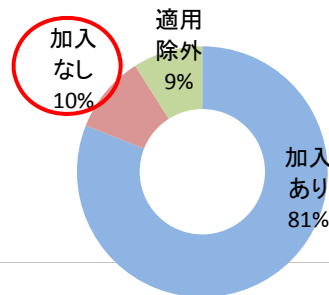
### 企業単位

○経営事項審査  
受審企業  
(約16万社)

約1割が  
未加入



<健康保険・厚生年金保険>



出所:「経営事項審査」(H22)

### 労働者単位

○建設業全体

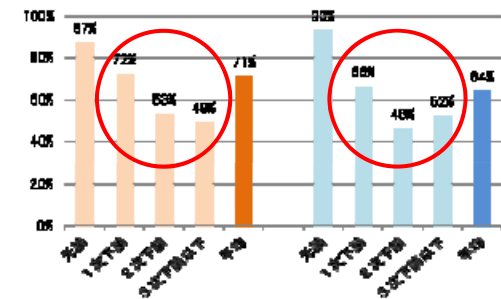
約4割が  
未加入

- ・雇用保険:61.0%
- ・厚生年金保険:61.9%

※雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合  
(出所:総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」(H21))

○公共事業の現場労働者

- <雇用保険・健康保険・厚生年金保険>
- ・土木71% ・建築64%



下請企業の加入割合が低い

出所:国土交通省「公共事業労務費調査」(H22)

## 2. 対策（建設産業の再生と発展のための方策2011）

### 行政、元請企業、下請企業が一体となった取組

#### 1. 行政による指導監督方策

- ①許可更新時の加入状況確認
- ②公共工事参加者の加入状況確認
- ③建設業担当部局による立入検査

社会保険担当部局との  
連携による加入徹底

#### 2. 元請企業における徹底方策

- 元請企業による下請指導←行政によるチェック
  - 元請企業による下請指導責任の明確化
  - 下請企業の保険加入状況のチェック、指導
  - ※施工体制台帳、建設現場の作業員名簿等を活用

#### 3. 下請企業における徹底方策

- 下請企業による保険加入の徹底
  - 下請企業、再下請企業の保険加入の徹底
  - 労働者単位の加入状況の効率的なチェック
  - ・建設業者団体による労働者の加入状況のチェック等

### 派生する課題への対応

- 法定福利費が適切に流れる取組み
  - ・見積・契約額における労務費・法定福利費計上を周知徹底等
- 一人親方が増加しないようにする取組み
  - ・請負及び雇用に関するルール（偽装請負の禁止等）の周知徹底等

### 目指すべき姿

- 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 企業間の健全な競争環境の構築

#### スケジュール

- 周知・啓発期間：1年程度
- 排除方策の進め方
  - ・大規模工事から順次拡大
  - ・5年目途で目指すべき姿に

#### 社会保険等の加入状況

##### 企業単位

- 加入義務のある許可業者について
- # 100%

##### 労働者単位

- 製造業相当の加入状況を目指す

（参考）製造業の加入状況

- ・雇用保険 92.6%
- ・厚生年金保険 87.1%

※雇用者数（雇用保険は役員を除く）に占める被保険者数の割合

出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」（H21）

# 3. 社会保険未加入対策の検討事項(素案)

## 1. 建設業法による対応

### ①許可更新時の加入状況確認

- ・建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加（建設業法施行規則第4条第1項を改正）。
- ・上記書面により保険加入状況を確認。未加入業者に対して加入指導。

### ②元請企業による下請指導

- ・特定建設業者が下請企業に対し指導すべき法令の規定（法第24条の6関係）に、保険加入関係の規定を追加（政令改正）。
- ・特定建設業者は、施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を確認（省令改正、全建様式等を変更依頼）し、未加入業者に加入指導。
- ・指導内容・方法に関するガイドラインを作成、特定建設業者に周知。

### ③建設業担当部局による立入検査

- ・事業所への立入検査  
建設業法上の立入検査に際し、併せて労働者単位での保険加入状況を確認。未加入業者に対して、保険加入を指導。
- ・工事現場への立入検査  
元請企業の下請指導状況指導を調査し、虚偽が判明した場合など状況に応じて指導。

### ④建設業行政上の指導・処分

- ・未加入企業に対して、保険加入を指導・勧告。
- ・指導をしても保険に未加入の場合には、保険担当部局に通報。
  - ・健康保険、年金→年金事務所
  - ・雇用保険→地方労働局
- ・建設業者として不適当な場合は、建設業法に基づく指示・営業停止等。

## 2. 調査・確認の機会を通じた加入促進

### ①公共事業労務費調査

- ・労働者単位での社会保険加入状況を把握。

### ②公共工事参加者の加入状況確認

- ・現行の経営事項審査で確認している①雇用保険加入、②健康保険及び厚生年金保険について、未加入業者の減点の幅を拡大（告示改正）。

## 3. 発注者・元請への働きかけ

### ○発注者への要請・周知、元請への指導

- ・法定福利費を含む適正な見積の実施、通常必要と認められる原価の確保等に関する周知徹底（ガイドライン等）。

## 4. 保険加入の啓発・キャンペーン

### ○関係者による啓発資料の作成、キャンペーンの実施

- ・関係者を交えた啓発資料の作成、周知（厚労省と連携）。
- ・行政、関係団体、協力会、保険者など様々な主体を通じたキャンペーンの実施。

## 5. その他

### ①ダンピング対策

### ②重層下請構造の是正

### ③保険者から建設業の事業所への働きかけ

### ④建設関係団体の自主的取組

### ⑤社会保険適用促進に向けた研究